

【諮問第237号】

23川情個第12号

平成23年6月13日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 鈴木庸夫

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年11月11日付け21川区管第773号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が部分開示処分を行った文書のうち、不開示とされた監視業務委託業者の担当者名の部分を開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年9月25日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「地上から川崎アゼリアの地下1階に向かうエスカレーターおよび階段付近に昨年ごろ設置された監視カメラに関する文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し対象公文書を「川崎駅東口地下連絡通路に設置した2台の監視カメラに係る『個人情報の保護に配慮した防犯（監視）カメラの取扱いマニュアル』」と特定し、平成21年10月8日付けで次の部分を不開示とする部分開示処分を行った。

1点目は「2 防犯（監視）カメラの設置・操作等に関する事項」中の画像表示装置・録画装置の設置場所及び記録媒体の保管場所について、条例第8条第5号に該当するとして不開示とした。

2点目は「4 管理責任者及び指定操作者の名簿」中の「（2）指定操作者」のうち監視業務委託業者の担当者の氏名を条例第8条第1号に該当するとして不開示とした。

異議申立人は、平成21年10月23日付けで、不開示部分を開示すべきであるとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第237号事件）

## 3 異議申立人の主張要旨

平成22年8月6日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。なお、異議申立人の申し出により、口頭意見陳述は実施していない。

（1）市長は画像表示装置・録画装置の設置場所及び記憶媒体の保管場所についての情報を公開した場合、犯罪の目標物となり得るとしているが、何らかの価値あるものについては共通して言えることであり、条例第8条第5号による無制限の非公開処分につながる。また条例第8条第5号の対象は捜査情報等であり、警察等の目的に関わる情報に限定されているとみるべきである。

（2）撮影された情報には自己情報（肖像）が含まれるのであるから、撮影された情報がどこでどのように扱われているかというのは、プライバシーの最も基本的な部分であり、自己情報コントロール権の範囲に含まれる。情報が公開されずどこでどのように保管されているかわからないという現状は、撮影された後の取扱いに不安を抱かせる原因となり、ひいてはカメラの設置された公共の場所の通行を躊躇したり生活上の支障を生ずることになりかねない。

（3）盗難等の犯罪から安全を確保する方法は、当該場所のセキュリティーの向上により行われるべきで、情報の不開示により行うのは妥当でない。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成22年1月26日付け処分理由説明書及び平成23年1月14日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

##### (1) 画像表示装置・録画装置の設置場所及び記憶媒体の保管場所について

当該監視カメラで撮影し保管されている画像は不特定多数の個人に関する画像が含まれている。他の情報と照合して特定の個人を識別できる場合には保有個人情報となり得るし、特定の個人を識別することができない場合でも個人に関する情報として個人情報保護の観点から管理を厳重に行われなければならない情報である。

このような情報の管理については、川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則（平成17年6月1日施行）において、情報の漏えい、その他事故の防止のために必要な措置を講じなければならないとしている。

画像表示装置・録画装置の設置場所や記憶媒体の保管場所を開示することは盗難等の犯罪の目標物となり得る保管場所等を公にすることとなるため、条例第8条第5号に該当すると判断し不開示とした。

##### (2) 監視業務委託業者の担当者名について

条例第8条第1号に該当するものとして不開示としたが、当該個人が公務員等である場合その職、氏名、職務遂行に係る情報については開示しなければならないと同条同号ただし書きウに規定されており、本件担当者は本市出資法人の職員として公務員等に含まれることから開示することが可能である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 川崎駅東口地下通路に設置した2台の監視カメラ（以下「本件監視カメラ」という。）によって撮影された画像は、車椅子自動昇降機の利用者や同機器の付近を通行する不特定多数の人物の映像を含んでおり、その限りで記録された個人に関する情報である。ただ、記録された個人が誰であるかは直ちには識別できるものではないので、その全てが条例上の不開示情報たる「個人に関する情報」及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「保護条例」という。）上の「個人情報」として保護されるものとは言い難い。とはいえ、こうした個人に関する情報も、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第8条第1号）である可能性があり、かつこれを公にした場合、閲覧者が有している他の情報と照合することにより、閲覧者が特定の個人を識別することができる可能性も否定できない。

したがって、本件監視カメラによって撮影された画像は、保護条例の定める保有個人情報に準じてその安全管理に努められるべきものと考えられる。「個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針」（平成19年8月1日より適用）は、「実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係るプライバシーの保護を図るための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。」と定め、例え

ば「(3) 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。」、「(4) 画像の保存期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間)は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。」、「(5) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。また、画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じる。」、「(6) その他、画像の保存等にあたっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守する。」と定めている。

- (2) してみると、本件監視カメラによって撮影された画像の表示装置・録画装置の設置場所と記録媒体の保管場所は、本件監視カメラによって撮影された個人のプライバシー保護の見地から、それを秘匿する必要性が認められる。また、本件監視カメラに撮影された画像は、周辺で起きた犯罪捜査等にも利用される可能性があるため、当該画像を不法に閲覧しようとする者、あるいは画像を不法に消去しようとする者が、画像の表示装置・録画装置の設置場所や記録媒体の保管場所に侵入して、それを閲覧・消去・持ち去り等するおそれもある。したがって、本件監視カメラによって撮影された画像の表示装置・録画装置の設置場所と記録媒体の保管場所は、条例第8条第5号の定める「公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護・・・に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」ないし「公にすることにより・・・犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」に該当するというべきである。
- (3) 異議申立人は、条例第8条第5号の適用対象は、「純然たる捜査情報等についてであって、警察等の目的に関わる情報に基本的に限定されていると見るべきであり、窃盗犯罪の目標物になり得るものなど、情報が公開された結果それが悪用されるといった場合には該当しない」と述べるが、本号に相当する国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第4号の「公共安全と秩序の維持」には、建造物やシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなどの犯罪を誘発し、あるいは犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も含まれると解されている。例えば、川崎市長の公印の保管場所の分かる文書、川崎市のコンピュータシステムのメインサーバーの設置場所などが分かる文書、川崎市の諸施設に係る警備会社との警備委託契約の仕様書などの開示請求がなされたときには、純然たる捜査情報等ではないとしても、条例第8条第5号の適用を認めざるを得ないと考える。そして、本件監視カメラによって撮影された画像に個人情報に該当する情報が含まれている限り、その画像の表示装置・録画装置の設置場所と記録媒体の保管場所も、同様というべきである。

また、異議申立人は、盗難等の犯罪からの安全確保は、その対象物件のセキュリティの向上によって行われるべきで、対象物件の保管場所の情報不開示によってすべきではないとも述べるが、保管場所の秘匿は、対象物件の安全性確保の初歩的・基本的でかつ極めて有効な手段であり、その他のセキュリティ措置が採られるとしても、それと併せて採られるべき手段というべきである。

さらに、異議申立人は、盗難等の犯罪の目標物となるおそれはあらゆる形のあり

また何らかの価値のある物体について共通して言えるのであり、犯罪の目標物となり得る物体であることでそれに関わる情報の公開を制限できるとすることは、条例第8条第5号による歯止めのない無制限の非公開につながるとも主張するが、物件の設置場所・保管場所が公になるか否かは、対象物件の性質によるのであり、例えば、川崎市立の博物館や美術館の展示物のように、大きな価値があるがゆえにその保管場所が逆に公にされるべきものもある。あるいは、川崎市保有の車両の保管場所等、事実上公になっているものもある。犯罪の目標物となりうる物体の設置場所・保管場所について歯止めのない無制限の非公開につながるとはいえない。

最後に、異議申立人は、撮影された個人のプライバシー尊重の観点から、撮影された個人の情報の保管場所等も、市民の自己情報コントロール権の範囲に含まれると述べている。仮に自己情報コントロール権が自己情報の保管場所の開示請求権も含むとしても、それは、何人も開示請求権を有する本市の情報公開条例に基づいて行使されるべきものではなく、自己情報コントロール権を保障する個人情報保護制度において問題になりうるにすぎない。公文書開示請求に基づいて開示が認められるということは何人にも開示されることを意味するから、そうした開示請求は、自己情報コントロール権とは両立しがたいのである。

- (4) 実施機関は、本件請求の対象公文書中、監視業務委託業者の担当者の氏名も条例第8条第1号の個人情報として不開示とした。しかし、条例第8条第1号ただし書きウは、当該職員が「指定出資法人」の「役員及び職員」である場合において、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報となる「個人に関する情報」から除くとしている。そして、川崎市情報公開条例施行規則（平成13年規則第11号）第3条の2及び別表に、上記「指定出資法人」が列挙されており、川崎地下街株式会社は、その後川崎アゼリア株式会社と社名を変更したが、この指定出資法人に挙げられている。そして、実施機関も、この部分の情報の不開示は錯誤によるものであったとして、その誤りを自認しているところである。

したがって、条例第8条第1号ただし書きウの指定出資法人である川崎アゼリア株式会社の職員の氏名は、本件請求の対象公文書に記載されている限りで、当該職員の職務遂行に係る情報というべきであるから、不開示事由には該当せず、開示されるべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

|    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|
| 委員 | 大 | 関 | 亮 | 子 |
| 委員 | 鈴 | 木 | 庸 | 夫 |
| 委員 | 人 | 見 |   | 剛 |
| 委員 | 葭 | 葉 | 裕 | 子 |